

自社所有でなくとも所有者との共同申請で申請可能！
事務所等の省エネ化を支援する
「脱炭素ビルリノベ事業」のご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）	1
■ 2. 制度の概要	2
■ 3. 対象者と要件	3
■ 4. 補助内容	5
■ 5. 複数年度事業について	6
■ 6. 申請～受給までのステップとポイント	6
■ 7. 最後に	8

自社所有でなくとも所有者との共同申請で申請可能！ 事務所等の省エネ化を支援する 「脱炭素ビルリノベ事業」のご紹介

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT補助・コロナ支援など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・IT導入補助金
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらずさまざまな分野で補助金を募集しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は補助金ごとに異なります
3. 補助金を受給するには審査で採択される必要があります
4. 補助金は事業実施後の交付となります
5. 補助金は返済不要です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

■ 2. 制度の概要

「脱炭素ビルリノベ事業」とは、既存建築物への外皮の高断熱化及び高効率設備の導入を支援する事業です。既存の建築物に断熱材や断熱窓を導入し、空調、照明等をよりエネルギー効率の高いものに更新することで、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化が可能となります。CO2削減ポテンシャルが大きい既存建物への対策を支援することで、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献することを目的としています。

本事業の執行団体は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という）で、SIIにより基準を満たしていると確認された断熱材、断熱窓、高効率空調、制御機能付きLED照明器具の導入が補助対象となります。また、BEMS（Building and Energy Management Systemの略で、業務用ビル等において、室内外環境・エネルギー使用状況を把握し、かつ室内環境に応じた機器または設備等の運転制御によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム）についても補助対象かつ導入必須となりますが、本事業で定める仕様に適合しているか事前にSIIの確認が必要となります。

<補助対象建築物の一覧>

建築物省エネ法上の基準省令 で定められた用途		具体例（※1）
事務所等		事務所、官公署
ホテル等		ホテル、旅館
病院等		病院、老人ホーム、福祉ホーム（※2）
百貨店等		百貨店、マーケット
学校等		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校
飲食店等		飲食店、食堂、喫茶店
集会所等	図書館	図書館、博物館
	体育館	体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場または競輪場
	映画館	映画館、カラオケボックス

※1：その他これらに類する用途に供されるとSIIにおいて判断される建築物

※2：サービス付き高齢者向け住宅等の施設は、建築確認申請の建物用途が非住宅の場合に限り申請可能

■ 3. 対象者と要件

<対象者>

国内で事業を営み、国内の業務用建築物等に本事業であらかじめ定めた基準を満たす断熱窓・断熱材や高効率設備等を導入する、次の事業者が対象です。

- ・民間企業
- ・個人事業主（原則、青色申告者に限る）
- ・独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ・地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ・国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- ・医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- ・一般社団法人、一般財団法人及び公益社団法人、公益財団法人
- ・地方公共団体
- ・その他環境大臣の承認を得て SII が適当と認める者（所有者に個人が含まれる場合や、法人格のない管理組合が申請する場合など）

「民間企業」のうち、令和 2 年度 CO2 排出量が 20 万トン以上の民間企業については、交付申請日または令和 6 年 6 月 30 日のうちいずれか遅い日までに、次の 2 つの CO2 排出削減のための取組の実施について表明する企業に限られます。

なお、GX リーグに参加する民間企業については、これらの取組を実施するものとみなされます。

- (1) 令和 7 年度及び令和 12 年度の国内における Scope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する CO2 排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和 6 年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表すること。

(※) 第三者検証については、「GX リーグ第三者検証ガイドライン」に則ること

- (2) (1) で掲げた目標を達成できない場合には Jクレジットもしくは JCM その他国内の CO2 排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、または未達理由を公表すること

<対象者の要件>

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・ 本事業を実施するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者
 - ・ 事業報告時に建物全体及び設備区分毎の1年間分のエネルギー使用量を5年間に渡って報告できる者
 - ・ 本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間、継続的に使用する者
- ※導入する補助対象設備の所有者と建物所有者が異なる場合、共同申請が原則となります。

- ・ 環境省から、補助金等停止措置または指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする（契約金額100万円未満のものを除く）にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者（※）を相手方とすることはできない。

（※）指名停止措置情報 | 環境省サイト

https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/post_26.html

- ・ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者でないこと
- ・ 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な事業者

<事業の要件>

次の要件をすべて満たす事業が対象です。

【外皮の高断熱化及び高効率設備の導入】

「断熱窓」「断熱材」「高効率空調」「制御機能付きLED照明器具」を導入すること

※改修前のBPIが1.0超の場合は、必ず「断熱窓」「断熱材」のうち少なくともいずれか一方を導入すること

【環境性能に関する要件】

- ・ 「断熱窓」「断熱材」の導入により、改修後の外皮性能BPI（Building Palstar Indexの略で、建築物の省エネ性能を評価する指標のことをいう）を1.0以下にし、それを証明する資料を添付すること
- ・ 「高効率空調」「制御機能付きLED照明器具」の導入により、一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%または40%以上削減されること

※建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所の計算支援プログラム（[「■6. 申請～受給までのステップとポイント」](#)を参照）を使用して算出

- 一次エネルギー消費量について、次のいずれかを満たすこと
- ・改修前の BPI が 1.0 超の場合（または不明な場合も含む）改修後の一次エネルギー消費量が 30%（※1）または 40%（※2）以上削減される事業であること
 - ・改修前の BPI が 1.0 以下の場合改修後の一次エネルギー消費量が 40%（※1）または 50%（※2）以上削減される事業であること
- ※1 ホテル等・病院等・百貨店等・飲食店等・集会所等
※2 事務所等・学校等

【エネルギー利用に関する要件】

エネルギー管理システム（BEMS）を導入し、原則、空調や照明等の設備区分毎にエネルギーの計測・計量を行い、データを保存・表示・分析評価できること

- 導入する BEMS は次の要件をすべて満たすこと
- ・補助事業完了、事業報告時に建物全体のエネルギー使用量（計測・保存データ粒度 30 分以内を必須とする）と、設備区分毎のエネルギー（電力・ガス・油等）使用量（計測・保存データ粒度は 30 分以内）を月単位で取りまとめ、年に 1 度、5 年間報告を行うこと
 - ・BELS 認証を取得する、あるいは取得する予定の建築物全体のエネルギー管理ができるシステムであること（複数用途建築物で申請する場合は用途区分毎に計測すること）

■ 4. 補助内容

種別や性能区分等に応じて設定された補助単価に導入量を乗じた額（設備費と工事費に係る費用の 2 分の 1 から 3 分の 1 に相当する定額）を補助します。

補助対象製品		補助額
外皮	断熱材	1,500 円 ～ 3,200 円/㎡
	断熱窓	14,000 円 ～ 47,000 円/㎡
高効率設備	高効率空調 ・電気式パッケージエアコン ・ガスヒートポンプエアコン ・チリングユニット ・吸収式冷凍機 ・ターボ冷凍機	12,000 円 ～ 29,000 円/kW
	制御機能付き LED 照明器具	12,000 円 ～ 26,000 円/台
	BEMS	100 万円 ～ 1,400 万円/台（※）

※「定額補助金額」と「経費内訳における BEMS の補助対象経費の 3 分の 1 の金額」を比較して、低い方の金額が補助金額となります。

製品は、脱炭素ビルリノベ事業 Web サイトの「型番検索」で表示されるものが対象です。

➤型番検索

<https://bl-renos.jp/search/>

<補助金額の算出方法>

製品区分	算出方法
断熱窓	製品の種別当たりの補助金額 [円/㎡] × 窓面積 [㎡]
断熱材	製品の種別当たりの補助金額 [円/㎡] × 施工面積 [㎡]
高効率空調	設備の種別当たりの補助金額 [円/kW] × 設備能力 [kW]
制御機能付き LED 照明器具	設備の種別当たりの補助金額 [円/台] × 導入台数 [台]
BEMS	延べ床面積区分毎に定める金額

<限度額と申請単位>

上限額は1事業あたり10億円、下限額は1事業あたり500万円です。

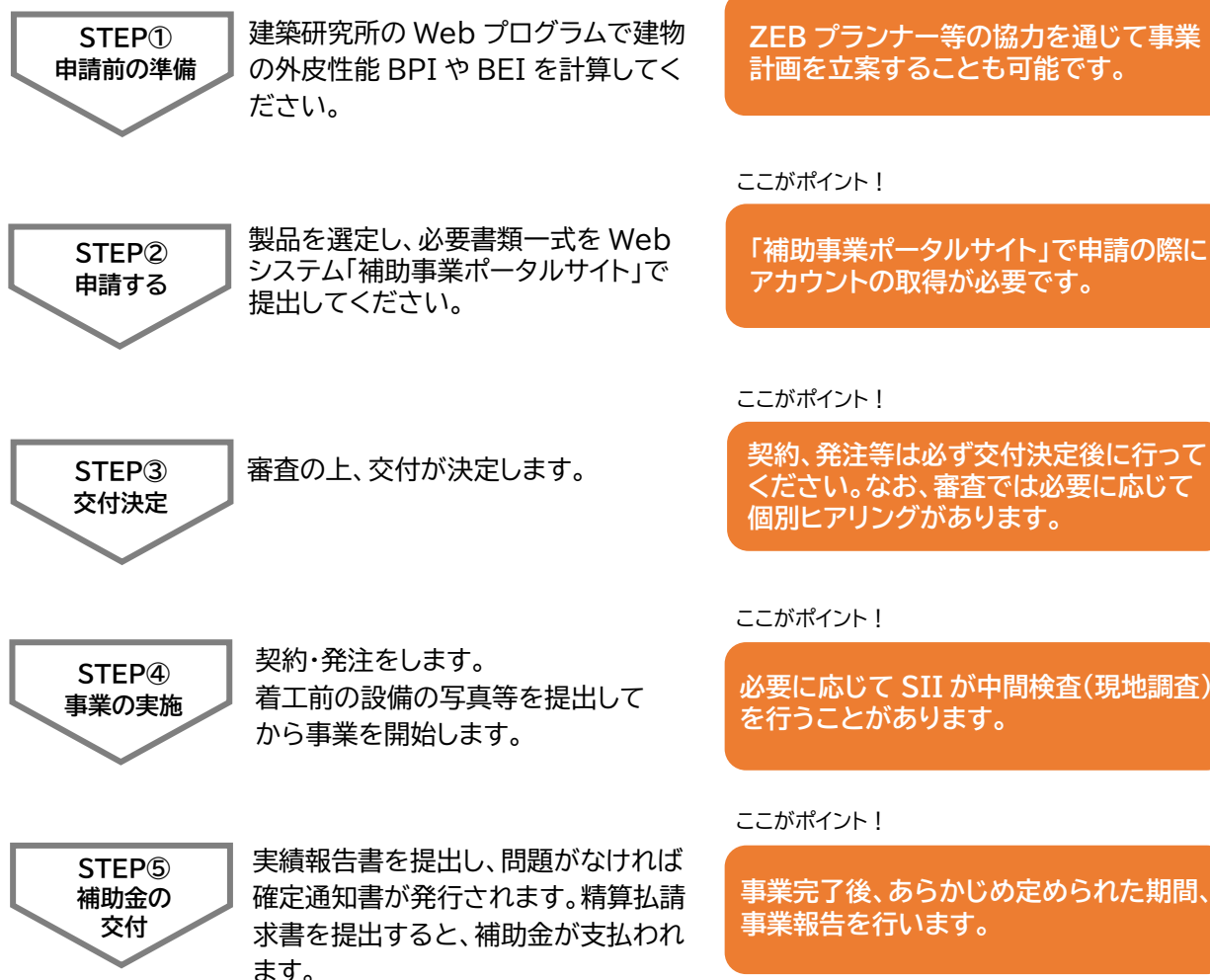
原則、建築基準法で定める一の建築物の単位を1事業として申請することとなっており、1事業者あたりの申請件数の上限は5件です。

■ 5. 複数年度事業について

従来 of 国庫補助金では、投資・事業計画が複数年にわたる事業は、年度の切れ目に約3か月間、事業が実施できない期間が発生します。しかし、既存建築物の改修は完了までに数年間を要することが多いため、本事業では国庫債務負担行為（国の予算は単年度毎に議決が行われることが原則であるが、国会の議決を受けることにより、最長5年間にわたる債務の伴う契約を企業などと結ぶことができるものをいう）を活用し、3年度以内で事業を実施することができます。

複数年度事業を実施するには、交付申請時に各年度の事業経費を明確に区分した経費内訳（交付申請書別紙2）の提出が必要となります。

■ 6. 申請～受給までのステップとポイント



交付申請前に建物の外皮性能や一次エネルギー消費量を確認する方法として、建築研究所の Web プログラムが指定されています。この Web プログラムによる計算は「モデル建物法」または「標準入力法・主要室入力法」を使用します。詳しくは、次の Web ページでご確認ください。

- 「非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム」

<https://building.lowenergy.jp/>

建築研究所の Web プログラムを活用したエネルギー計算が難しい場合には、ZEB プランナー（ZEB 事業の実績があり、ZEB 化実現に向けた相談の受付や、建築設計、その他設計、コンサルティング等を行う専門家）を通じて申請することもできます。次の Web ページで ZEB プランナーの検索ができます。

- 「ZEB プランナーについて」

<https://bl-renos.jp/about/#planner>

<公募期間>

2024年3月29日から2024年11月29日まで

※交付決定額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても受付終了となります。

<補助金の交付時期>

単年度事業については、完了実績報告書の審査が完了したのち、2025年1月末から3月末までに支払われる予定です。

複数年度事業については、最終年度以外は、各年度の3月末までにかかった費用に対する補助金が、各年度末までに支払われる予定です。

最終年度については、完了実績報告書の審査が完了したのち、1月末から3月末までに支払われる予定です。

■ 7. 最後に

既存建物の改修は、建物の性能を高め、消費エネルギーや光熱費の削減だけでなく、建物の利用者の健康性、快適性などを改善するといったメリットもあります。本事業は企業規模にかかわらず、要件を満たしていれば補助対象となりますので、ぜひ活用を検討してみてくださいはいかがでしょうか。

▼脱炭素ビルリノベ事業

<https://bl-renos.jp/>

<当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は2024年7月22日時点の自治体Webサイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。

サクセスネットの会員様は、株式会社アスコエパートナーズが提供する「補助金ナビ」を無料でご利用いただけます。ご紹介した補助金以外の検索にお役立てください。

▶補助金ナビについて

<https://dl-successnet.kalep.net/services/ju-7btuw9u35>